

令和 6 年

第 4 回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和 6 年 6 月 27 日 (木)

伊勢原市農業委員会

第4回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年6月27日（木）午前10時から10時32分まで

2 開催場所 伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

1 梶 政博	6 田中 真紀子
2 重田 千秋	7 麻生 伸一
3 古屋 幸男	8 越水 一雄
4 今井 恵美子	9 大木 克美
5 田中 光男	10 鈴木 雅之

4 出席委員数 10名（その他、農地利用最適化推進委員10名出席）

5 欠席委員数 0名

6 署名委員 田中 光男、田中 真紀子

7 議長 鈴木 雅之

8 事務局職員出席者

田中 則行	（事務局長）
服部 孝喜	
片山 淳二	
岡部 拓弥	
岸 好夫	

9 傍聴者 なし

10 審議内容 (開会 午前10時)

[事務局長] 在任定数10名、出席委員全員により定足数に達していることを報告します。

[議長] 只今より第4回伊勢原市農業委員会総会を開催します。
本日の審議事項は、報告5件、議案3件となっております。

[議長] 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。
内訳は、大山高部屋地区で1件、成瀬地区で1件、大田地区で1件の届出を受理しています。なお、第三者への斡旋について希望がありませんでした。

[議長] 何か御質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出をすることとされています。

伊勢原地区で1件、成瀬地区で1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第2号の1については、一般個人住宅に転用を行うものであり、第2号の2については、集合住宅に転用を行うものです。

[議長] 何か御質問がございましたらお願いします。

【質問なし】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

市街化区域内にある農地について、権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出をすることとされています。

伊勢原地区で1件、大山高部屋地区で1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第3号の1については一般個人住宅、2については産業用地として転用を行うものです。

[議長] 何か御質問がございましたらお願いします。

【質問なし】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。比々多地区で2件の申請がありました。

報告第4号の1について、対象農地は、串橋字前田に2筆、同字下り道に3筆、同字佃に1筆、同字砂田に1筆の合計7筆で面積は5, 363.17平方メートルです。

5月22日に事務局で現地調査を行い、保全管理されている事を確認しました。5月27日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第4号の2について、対象農地は、笠窪字追瀬戸に5筆、同字桐ノ木に2筆、善波字上改戸に3筆、合計10筆で面積は6, 666平方メートルです。6月17日に事務局で現地調査を行い、稲作や果樹栽培

等を確認しています。6月18日付けで専決処分により証明書を発行しました。

[議長] 何か御質問がございましたらお願いします。

【質疑なし】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第5号 農業用施設への農地転用届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 建築面積が200平方メートル未満の農業用施設は農地法第4条の転用許可申請は不要となります。

届出は1件です。報告第5号について、対象地は、伊勢原大山インター土地区画整理事業区域内にあり、区画整理事業の実施により既存倉庫を移転するため、上粕屋字石倉上の1筆の一部、同字石倉中の2筆の一部、面積304.16平方メートルのうちの建築面積69.51平方メートル、軽量鉄骨造平屋建の農業用倉庫を建築するものです。

建築にあたり土地区画整理法に係る許可を取得済みです。6月3日に専決により届出を受理しましたので報告します。

[議長] 何か御質問がございましたらお願いします。

【質問なし】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、成瀬地区で2件の申請がありました。

議案第1号の1について、申請地は栗窪字林窪の1筆、面積は114平方メートルです。譲受人の経営規模拡大のため有償にて所有権移転します。

6月21日に事務局と地区委員にて現地調査を行いました。

現在、譲受世帯は約84アールの畠にて露地野菜及び果樹を栽培し経営しております、譲受人と妻が従事しています。

経営農地はすべて効率よく利用されており、また、農機具は、トラクター、耕運機など栽培に必要と思われる機械類があるのを確認しました。

農地法第3条許可の3要件である「農地のすべてを効率的に利用すること」については、申請地と譲受人経営農地が隣接していること等、効率的に利用することが出来ると言えます。

「必要な農作業に常時従事すること」については、譲受人は農業に専従しております、農業経験も10年以上あります。また、妻も同じく常時従事しております。

「周辺の農地利用に支障がないこと」については、申請地の周囲は譲受人世帯の経営地並びに竹林であり、かつ農薬を使用しない営農であるため、影響はないものと考えます。

議案第1号の2について、申請地は下糟屋字下中澤の5筆、面積は1,852平方メートルです。譲受人の経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

6月25日に事務局と地区委員で現地調査を行いました。

現在、譲受人世帯は約120アールの畑にて露地野菜、田が約30アールで水稻を栽培し経営しています。農作業は譲受人と妻及び譲受人の経営する会社の従業員等が従事しています。

申請地に関しては令和2年頃から譲受人に貸しており、双方の意向により今回の申請に至りました。

現地調査の結果、露地野菜や水稻の作付けを確認しており、経営農地はすべて効率よく利用されていました。

農機具は、トラクター、耕運機、田植機、コンバインなど栽培に必要と思われる機械類があるのを確認しています。

農地法第3条許可の3要件である「農地のすべてを効率的に利用すること」については、既に利用権を設定し利用が図られており、自宅から車で20分ほどの位置にあることから効率的に利用することが出来ると考えます。

「必要な農作業に常時従事すること」については、譲受人並びに妻は会社経営者並びに役員ですが、業務に必要な時間以外は農業に専従しており、農業経験も3年ほどあります。また、その他の労働力も10名ほど確保しております。

「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。

議案第1号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

6月21日に地区担当にて現地確認しました。事務局の説明のとおり問題ないと考えます。

事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問等なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可する」とこといたします。

〔議長〕

〔地区担当委員〕
(成瀬地区)

議案第1号の2について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひします。

6月25日に地区担当、事務局及び譲受人立会いの下、現地確認しました。譲受人の農機具等を確認し、

譲受人世帯は約120アールの畠にて露地野菜、田が約30アールで水稻を栽培し経営し

とうもろこし、じゃいがいも、ナス、キュウリ、スイカなど多数の野菜を栽培しており、また水稻もしっかり作付けされていました。農業に一生懸命であることを確認できました。

事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の2について、何かご質問、ご意見がございましたらお願ひいたします。

【質問等なし】

〔議長〕

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり許可する」とこといたします。

議案第2号、非農地証明について事務局から説明をお願いします。

今回、1件の証明願がありました。

非農地証明とは、神奈川県が定めた「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」で規定されており、要件を全て満たす土地となります。

県による運用と解説では、「資材置場・駐車場等については、コンクリート・アスファルト・砂利等によるほか、長期間に及ぶ転圧で踏み固められた状態となり、一旦是正させてから転用手続きをさせることが困難なものという」とされています。

非農地の要件の全てを満たしていても、違反転用として追及することにより、非農地として認めないことも可能としています。

非農地証明の判断は農業委員会総会での議決にて決定します。

申請地は、小稻葉字三之樋の1筆、面積は 294 平方メートルです。

20 年以上前から車両置場及び簡易な事務所用地として使用していたものと思われます。

敷地の出入口はコンクリートが少し施工してありますが、全体は砂利引きです。

申請地の南は畠、北と東は道路を挟んで宅地、西は史跡に囲まれ地形で、特に周辺農地に支障は少なく、農地に復元することが著しく困難で他法令違反もありません。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、残された農地が30アール未満である場合に該当し、第3種農地と判断されます。

議案第2号について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[議長] 6月22日に地区担当で協議しました。

[地区担当委員] (大田地区) 過去に無許可で転用した事実があるものの、永年、雑種地として土地活用されていたことや、第3種農地であることを踏まえ、非農地として認めてよろしいのではないか考えます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いします。

【質疑なし】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号については、「原案のとおり認める」とといたします。

[議長] 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、関係する委員は一時、退室をしてください。

【関係委員1名退室】

[議長] 議事を進めます。事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。

伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農業委員会の決定」が必要となります。

新規設定の申出3件について、説明します。

なお、これらについて決定いただける場合は、利用権始期が令和6年7月1日となります。

議案第3号の1について、栗窪字廣町の1筆、313平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約232アールの規模を耕作している認

定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

議案第3号の2について、栗窪字廣町の1筆、1,047平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、議案第3号の1の受け手と同じ農業者となります。

議案第3号の3について、下平間字中の2筆、計1,904平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約44アールの規模を耕作している認定新規就農者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

[議長] 審議に入ります。議案第3号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いします。

【質疑なし】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手多数】

[議長] 挙手多数。よって、議案第3号については、「原案のとおり認める」とといたします。

事務局は、退席した関係委員を入室させてください。

【関係委員1名入室】

[議長] 以上を持ちまして、第4回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【午前10時32分 終了】